

公益社団法人山形青年会議所会員資格規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人山形青年会議所定款に基づき本会議所会員資格に関する事項を規定する。

(新入会員加入審議に関する事項)

第2条

1. 入会の申し込みは在籍満2年以上の正会員2名の推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を記し理事長宛提出する。
2. 担当委員会は、入会申込書を受け入会申込者の研修を行った後、理事長と面接し同委員会の意見書を理事会に提出する。
3. 理事会は、担当委員会の意見を参考とし、入会の諾否を決定する。
4. 入会を認められたものは青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出する。
5. 入会を認められた会員はただちに入会金及び会費を納入するものとする。
6. 新入会員は、理事会の決定により各委員会に所属する。
7. 新入会員の推薦は正会員1名につき年度内3名以内とする。

(特別会員に関する事項)

第3条

1. 正会員の年齢を超過したものはその年度末において自動的に本会議所を退会するものとする。ただしこの場合にはその会員はすべて特別会員になる資格をもつ。
2. 特別会員は終身会費10,000円を正会員最終年度の末日までに納入し、例会、その他会合等に出席する場合はその実費を納入するものとする。特別会員は役員選挙権および被選挙権は有しない。
理事会の諮問ある場合に限り本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(賛助会員に関する事項)

第4条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び法人又は団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。
賛助会員を希望するものは賛助会員申込書を理事会に提出する。賛助会員は会費年額1

口 50, 000 円を納入し、例会その他の会合等に出席する場合はその実費を納入するものとする。賛助会員は役員選挙権及び被選挙権を有しない。

(会費に関する事項)

第 5 条

1. 本会議所の入会金は 40, 000 円とする。ただし、減免を認めざるをえない特段の理由がある場合には理事会の決議により入会金の減免を認めることができる。
2. 入会金のうち、20, 000 円は、特定資産として、本会議所の発展のために積み立てるものとする。
3. 本会議所の正会員の年会費は、128, 000 円とする。ただし、入会初年度は 70, 000 円とする。
4. 前項の年会費は、当該年度の 2 月末日（入会初年度については理事長が指定した期限）までに納入しなければならない。ただし、正当な理由がある場合には理事長の決定により年会費の延期又は分納を認め、理事会の決議により年会費の減免を認めることができる。
5. 前項の規定により年会費の分納を認める場合、分納は 2 回までとし、年会費の半額を当該年度の 2 月末日までに、残額を当該年度の 5 月末日までに支払うものとする。
6. 第 3 項の年会費は、その 10%以上を公益目的事業に使用しなければならない。
7. 特別会員会費は終身 10, 000 円とし、正会員最終年度の末日までに支払うものとする。
8. 賛助会員会費は年額一口 50, 000 円とし、理事長が定める期日までに支払うものとする。
9. 正会員最終年度には、日本 J C シニア・クラブ会費を支払うものとする。
10. 前 9 項の規定に関わらず、特定の目的のため、総会の決議により、会費を設けることができる。

(休 会)

第 6 条

1. 正会員は、次の場合に休会を申し出ることができる。
 - (1) 一身上の都合により、6 カ月以上山形を離れ、本会議所の正会員として活動できないと思われるとき。

- (2) 傷病療養のため、6 カ月以上本会議所の正会員として活動できないと思われるとき。
 - (3) その他止むを得ない理由のあるとき。
2. 休会を希望するものは、所定の休会願いに下記の書類を添えて、理事会に提出する。
- (1) 休会を必要とする理由書又は証明書
 - (2) 正会員として登録の日から満2年の者は、スポンサーの意見書
3. 休会願いが理事会に提出されたときは速やかにその諾否を決定しなければならない。
4. 休会の期間は原則として当該年度末までとし満2年以上の場合は自然退会とする。
5. 休会を認められた正会員は、年会費を納入しなければならない。ただし、出席義務は免除される。
6. 休会中の会員が復会しようとするときは理事会の指示に従うものとする。